

令和七年三月十日付け広島県報（定期）第十九号に登載の広島県公安委員会規則第三号（広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

警察本部交通部運転免許課長

ページ	行	正	誤
一	第一条の改正後 欄の五	運転免許に関する事務及び	運転免許に関する事務及び
一六	五	規定	規定に